

## 医療機関の施設・設備整備に係る国庫補助事業の活用における留意事項について

医療機関の施設・設備整備に係る国庫補助事業の活用にあつては、以下に記載の留意事項に御留意いただき、適切に実施できることを確認いただいたうえで要望・申請いただきますようお願いいたします。

国庫補助金を活用した施設・設備整備事業については会計検査院の实地検査対象となります。補助事業を活用して整備した施設・設備が適切に利用されていない場合や手続きに不備があつた場合、補助金の返還が必要になることもありますので十分に御注意ください。

### 1 事業計画書の提出

#### (1) 翌年度要望調査の実施（事業実施前年度）

国庫補助事業の活用を希望する場合、事業実施の前年度に県が実施する要望調査で事業計画を御提出いただく必要があります。

当該要望調査の結果に基づき、県で事業年度の予算計上を行うため、原則として前年度に事業計画を提出していない医療機関は国庫補助事業を活用することができません。

ただし、事業計画の提出をもって事業採択をお約束するものではありません。

#### (2) 事業計画書の提出

(1)の要望調査結果に基づき県で予算措置を行った後、県から国に対して事業計画書を提出いたします。

補助金は国の予算の範囲内で内示されますので、事業計画書を提出しても不採択になる場合があるほか、採択された場合も内示額が要望額を下回る場合があります。

### 2 事業実施

#### (1) 内示及び補助金交付要綱の発出

国から内示がありましたら、県から各医療機関に対して内示額を通知するとともに補助金交付要綱を発出します。

事業着手（契約）が可能となるのは、県からの正式内示及び交付要綱の発出後です。正式内示前に事業着手したものは補助金の対象となりません。

なお、県の正式内示後に入札等の準備行為を開始すると十分な事業期間が確保できない場合、内示に先立ち入札等を行っていただくことは可能ですが、契約は県の正式内示以降としていただく必要がありますのでご注意ください。また、内示前に入札等の準備行為を行ったことについて、県は一切の責任を負いません。

#### (2) 契約相手方の選定

契約相手方の選定は公平性担保の観点から原則として県の契約方法に準じて一般競争入札による必要があります。特定の相手方と契約を締結する行為（随意契約）は原則として認められません。

特別な事情があり指名競争入札（見積合わせ）等の手法を取らざるを得ない場合はあらかじめご相談ください。

### (3) 補助金（変更）交付申請

県から内示がありましたら、補助金交付要綱に基づき補助金の交付申請を行っていただきます。また、交付申請後に事業計画が変更となった場合や、入札減少金等により交付額が変更となる場合には、変更交付申請を御提出いただく必要があります。

金額が当初の見積額から増額となった場合も、内示額が補助額の上限となります。

### (4) 入札結果報告書

(2) の入札結果につきましては、入札結果報告書により県に御報告いただきます。入札の結果、当初の金額から補助額が変更となる場合は(3)の変更申請が必要となる場合があります。

### (5) 事業遂行状況報告

施設整備など一部事業については、12月末日時点の事業遂行状況を報告いただく必要があるほか、そのほかの事業についても県から随時遂行状況を確認することがあります。

### (6) 実績報告及び補助金の支払い

補助事業の完了後は速やかに実績報告書を御提出いただきます。

なお、国庫補助事業については原則、事業年度の3月末までに県の完了検査を受け、補助金の支払いまで完了する必要があります。医療機関から県への実績報告が3月末に提出された場合は、3月中に補助金を支払うことができないため、目安として2月中には事業を完了し、実績報告書を提出いただきますようお願いいたします。工期や納期の関係上、事業完了が年度末ぎりぎりになる場合は、判明した段階で速やかに県に御相談ください。ただし、繰越（事業完了が翌年度4月以降になること）は原則として認められておりません。

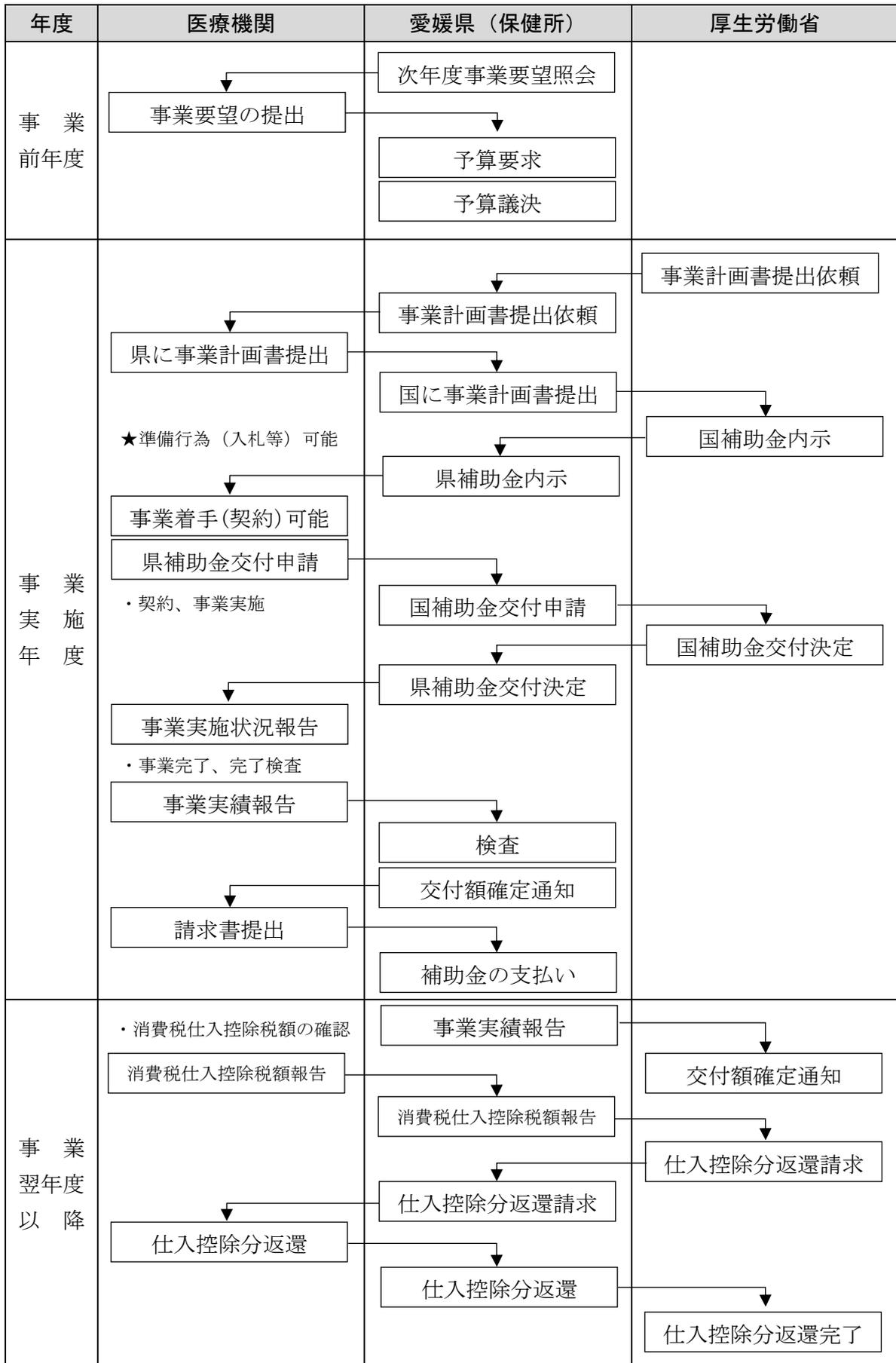
### (7) 消費税仕入控除税額の返還（事業年度の翌年度以降）

補助金により支払った消費税について仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金相当額を国に返還する必要があります。事業年度の翌年度に補助金に係る仕入控除税額を計算・報告いただき、国から返還請求があり次第、県から返還手続きについて御案内いたします。

## 3 その他補助金執行に係る留意事項

- (1) 補助事業は原則として交付決定のあった年度内に完了する必要があります。施設整備など事業年度が複数年にわたる場合は、各年度の出来高に応じて年度ごとに補助金の申請をいただく必要があります。なお、1年目に事業採択されても翌年度以降の事業採択が確約されているものではありません。
- (2) 国庫補助事業を活用して整備した施設・設備を売却したり、廃棄したりする場合には、財産処分の申請が必要となります。その場合、原則、経過年数に応じて交付した補助金を返還いただく必要がありますので、必ず所管の保健所又は県医療対策課に協議を行ってください。（補助金を活用して施設・機器の更新を行うにあたり、古い施設や機器を処分する場合も同様です。）

医療機関の施設・設備整備に係る補助事業の流れ



医療施設・設備整備に係る国庫補助事業 FAQ

質問	回答
補助金の活用を検討しているが、どこに要望すればよいか。	施設・設備整備に関する補助金について、例年7～8月頃に翌年度の補助金要望の募集をしています。募集開始時には愛媛県医療対策課のホームページにも掲載するほか、保健所等を通じて各医療機関に御案内いたします。
今年度、急きょ施設（設備）整備を行うこととなったが、補助金を要望できるか。	補助金の要望は、県として予算計上する必要があるため、原則として整備に着手する年度の前年度の要望調査にて要望いただく必要があります。
補助金を要望すると、補助は必ず受けられるのか。	補助事業の採択に当たっては国・県の予算の範囲内で補助するため、要望書を提出いただいても必ずしも採択されるとは限らないほか、採択された場合も要望額満額の内示とならないことがあります。また、国の交付要綱改正により、補助事業の廃止や補助額等の変更が生じる場合があります。
当初見積もっていた額から事業費が増額となった。	事業費が増額となる場合は判明した段階で県に御相談ください。なお、県からの内示後に増額となった場合、原則として内示額が上限となり、追加内示は行いません。
施設整備について、工事が複数年度にわたってもよいか。	問題ありませんが、申請の際に各年度の出来高に応じて2か年以上の事業計画として申請していただく必要があります（繰越を前提とした計画は認められません）。ただし、内示は単年度ごとであり、翌年度の補助が確約されるものではありません。
病院の区分について、自院が市町村、公的、民間のどれに該当するか分からない。	市町村…市町村立病院 公的…公的団体（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会等）が設置する病院
補助金を使って整備した施設・設備の処分制限期間を知りたい。	「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（厚生労働省告示第三百八十四号）」をご覧ください。
ひとつの工事について複数の補助金を受けることができるか。	同一の建物・設備について複数の補助金を重複して申請することはできません。ただし、ひとつの工事の中で、工事区域や工事費用を明確に分けることができ、それぞれについて別の補助金を申請するときは、補助が可能となる場合があります。
補助金を要望したら、すぐに工事を始めていいか。	補助金を活用する事業は、必ず愛媛県からの内示の通知後に事業着手（契約）してください。内示前に事業着手した場合、原則として補助金の対象事業とは認められません。
内示時期はいつ頃になるのか。	毎年時期が異なりますが、おおむね8月～9月頃となることが多いです。
契約方法は自由か。	補助金を活用する事業の契約は、原則として一般競争入札を行う必要があります。やむを得ず指名競争入札や見積合わせによる契約とせざるを得ない場合、事前に御相談ください。
事業計画書を提出する際に必要な添付書類は何か。	施設整備…見積書、整備図面 設備整備…見積書、購入機器のカタログ